

徳島県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年6月14日

徳島県監査委員
 西川 村 正 二
 同 原 廣 道
 同 元 孝 仁
 同 岩 章 生

監査結果の公表年月日	平成24年2月20日
監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p><財団法人徳島県農業開発公社> 備品の会計処理において適正でないものが確認された。今後，適切な事務処理がなされるようチェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>当該期に購入した備品（パーソナルコンピューター，1台）について，有形固定資産（資産）として計上すべきところ，消耗什器備品（費用）として会計処理をしていたものであり，直ちに記帳修正及び収支決算の修正を行い，平成24年3月16日に開催した理事会において承認を受けた。</p> <p>あわせて，今後の再発防止に向けて，次の措置を講じた。 従来参事が行っていた事務の審査・確認について，専務理事を加えた複数によるチェックを行うことに改め，審査・確認体制の充実を図ったこと。 今後適時に会計事務職員を会計に係る研修会に参加させる等，会計知識の向上に努めること。</p>